

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000152 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000056 号

第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 7 月 19 日の標準賞与額を 15 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 7 月 19 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 7 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 7 月 19 日

請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「平成 29 年夏季賞与」及び平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は当該期間において、同社から 15 万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料（1 万 3,622 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、「平成 29 年夏季賞与」により確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 7 月 19 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 3 月 11 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 7 月 19 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2000040号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2000055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年8月24日から昭和57年8月1日まで

A社に勤務していた請求期間について、標準報酬月額が実際に受け取っていた給料額より低く記録されている。給与明細書などは残っていないが、現金手渡しで給料をもらっており、必要な分だけ手元に残して、残りは自分で金融機関に入金していた。また、昭和56年11月及び同年12月分については、A社からの振込も預金通帳により確認できる。請求期間当時の預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者はA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給された金額より低く記録されていると主張しているところ、請求者から提出された預金通帳の写し及びB公共職業安定所の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額の給与の支給を同社から受けていたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社の元事業主は、請求期間当時の資料がないため、請求者に係る保険料の控除については不明であると回答している上、請求期間当時の社会保険事務担当者もすでに亡くなっていることから、照会を行うことができず、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者は給与明細書等を保有しておらず、請求者から提出された預金通帳の写しにより確認できるA社からの振込額では、厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。